

みやこ町地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

第1章 業務概要

1. 業務名

みやこ町地域公共交通計画策定支援業務

2. 業務目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「みやこ町地域公共交通計画」を策定するものである。

人口減少、高齢化、免許返納者の増加、交通事業者の運転士不足等を踏まえ、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系の構築を目的とする。

3. 業務内容

別紙「みやこ町地域公共交通計画策定支援業務仕様書」のとおり。

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

5. 契約上限額

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第2章 参加資格

6. 参加資格

参加者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) みやこ町又は福岡県から指名停止措置を受けていない者
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続中でない者
- (4) 暴力団等反社会的勢力に該当しない者
- (5) 過去10年間に地域公共交通計画、地域公共交通網形成計画、立地適正化計画又は類似業務の履行実績を有する者

第3章 スケジュール

7. 実施スケジュール

- | | |
|---------|--------------|
| ・公募開始 | 令和8年7月3日（金） |
| ・質問受付締切 | 令和8年7月10日（金） |
| ・質問回答公表 | 令和8年7月15日（水） |
| ・参加申込締切 | 令和8年7月22日（水） |

- ・企画提案書提出締切 令和8年7月31日（金）
- ・プレゼンテーション 令和8年8月6日（木）
- ・優先交渉権者決定 令和8年8月10日（月）
- ・契約締結 令和8年8月下旬

第4章 質問及び回答

8. 質問受付

本プロポーザルに関する質問は、電子メール（様式第5号を提出）により受け付ける。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

送信先メールアドレス：gyosei@town.miyako.lg.jp

9. 質問回答

質問及び回答は町ホームページで公表する。

なお、質問者名は公表しない。

回答内容は、本実施要領及び仕様書と同等の効力を有するものとする。

第5章 参加申込

10. 提出書類

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 会社概要書（様式第2号）：貴社のパンフレット等を添付すること。
- (3) 業務実績書（様式第3号）
- (4) 業務実施体制表（様式第4号）
- (5) 財務諸表（直近2事業年度分）

11. 受付期間及び提出方法

受付期間：令和8年7月3日（金）～令和8年7月22日（水）12時まで
（必着）

提出方法：持参又は郵送

提出先：〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地
みやこ町役場 行政経営課 地域経営係

※郵送の際は、封筒に「プロポーザル参加申込書在住」と朱書きすること。

参加資格要件の審査及び結果通知

各社から提出された参加申込書等の審査結果については、令和8年7月24日（金）までに、様式第1号に記載された各社へ通知するものとする。

第6章 企画提案

12. 提出書類

- (1) 企画提案書
- (2) 業務実施体制
- (3) 見積書

※(1)～(3)の順にまとめて製本し、10部提出すること。

1.3. 企画提案書記載事項

企画提案書には次の事項を記載すること。

- (1) 現状診断におけるデータ分析の方針
- (2) 地域交通が目指す姿及び施策の設定
- (3) KPIの設定及びモニタリング手法
- (4) 持続可能な交通運営の構築及び財政マネジメント分析の方針
- (5) みやこ町の将来像を見据えた独自提案
- (6) 業務スケジュール

1.4. 受付期間及び提出方法

受付期間：令和8年7月24日（金）～令和8年7月31日（金）17時まで
（必着）

提出方法：持参又は郵送

提出先：〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町役場 行政経営課 地域経営係

※郵送の際は、書留等の記録の残る方法とし、発信の旨を電話連絡すること。

第7章 プレゼンテーション

1.5. 実施方法

企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施する。

なお、出席者は3名以内とし、管理技術者は原則として出席すること。

1.6. 実施時間

- | | |
|-------|-------|
| ・提案説明 | 20分以内 |
| ・質疑応答 | 10分以内 |
| 合計 | 30分以内 |

第8章 審査

1.7. 審査方法

みやこ町が設置する選定委員会において審査する。

1.8. 評価項目及び配点

評価基準表のとおり

第9章 優先交渉権者の決定

19. 選定

評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

なお、合計点が最も高いものが2者以上となった場合は、選定委員会の各委員による投票で第一位の者を優先交渉権者とする。

また、審査結果については、みやこ町公式ホームページに掲載し公表するものとする。

20. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎた場合
- (2) 虚偽の記載があった場合
- (3) 提案上限額を超える見積を提出した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が認められた場合

第10章 その他

- ① 提出された企画提案書などは返却しない。
- ② 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は、みやこ町情報公開条例等の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書などの作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表、または使用することはできない。
- ⑧ 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部署が定める。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

みやこ町役場 行政経営課 地域経営係

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

TEL : 0930-32-2511 (内線 241・242)

E-mail : gyosei@town.miyako.lg.jp